

## 届出対象行為

届出対象行為は、景観計画区域全体において以下の行為及び規模に該当するものとします。ただし、国立公園の特別地域における自然公園法に基づく許可を要する行為については、景観法に基づく届出は不要です。

対象となる行為		対象規模	
①建築物の建築など	建築物の新築、増築、改築または移転	高さ 10m以上または延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の 1 / 2 以上のもの	
②工作物の建設など	工作物の新設・増築・改築または移転	搭状工作物類	高さ 10m以上のもの（ただし電柱類を除く）
		垣、柵、塀、擁壁等	高さ 2 m 以上のもの （柵や擁壁が複合している場合は合計の高さとする）
		太陽光発電施設等	太陽光発電板の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
		その他の工作物	高さ 10m以上または築造面積 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の 1 / 2 以上のもの	
③開発行為（※ 1）		開発行為の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		行為に係る土地の面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
⑤土石の採取・鉱物の採掘		行為に係る土地の面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
⑥木竹の伐採		伐採面積 1000 m <sup>2</sup> 以上のもので、伐採後に林地開発を行うもの ※天然更新及び植林を行う場合は含まない	
⑦屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上または堆積の高さ 4 m 以上のもの	
⑧特定照明（※ 2）		①及び②の外観に設置する照明	

（※ 1）開発行為とは：都市計画法第 4 条第 12 項に定義される「開発行為」のことであり、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指す。なお、えびの市では、都市計画区域における 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為を行う際は開発許可申請が必要となるが、景観条例においては、開発自体を妨げるものではなく、景観配慮を行う基準として上記の 1,000 m<sup>2</sup>を設定している。

（※ 2）特定照明とは：景観法施行令第 4 条に定義される「特定照明」のことであり、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明を指す。